

公告

那珂川市療育事業等業務について、公募型プロポーザル方式により事業者を募集するため、次のとおり公告する。

令和6年10月22日

那珂川市長 武末 茂喜

第1 募集内容

(1) 事業名

那珂川市療育事業等業務委託

(2) 業務内容・履行場所

「那珂川市療育事業等業務委託仕様書」のとおり

(3) 事業期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(4) 委託限度額

222,916,415円（消費税及び地方消費税相当額含む）

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所（児童発達支援センター）としての事業所指定を福岡県または福岡市から受けている社会福祉法人であること。
- (2) 過去に5年以上の児童福祉法に基づく児童発達支援に係る業務実績があること。
- (3) 令和7年度から令和11年度までの5年間の業務委託が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の事業者でないこと。
- (7) 那珂川市暴力団排除条例（平成22年条例第15条）第6条に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 失格事項

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、その者を失格とする。

- (1) 提出された業務委託料見積書（様式4）の見積額が、本市が示す見積上限額を超過している場合
- (2) 提出方法及び提出期限を守らない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 談合等の独占禁止法違反、あっせん利得処罰法違反、入札談合等関与防止法違反など、法令に違反する公正な審査を阻害する不正行為があった場合
- (5) 参加申請書兼誓約書（様式1）を提出してから受託候補者を選定するまでの間に、参加資格

要件を満たさなくなった場合

(6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

3 参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、あらかじめ次の書類を提出すること。

①参加申請書兼誓約書（様式1）

②「児童福祉法に基づく児童発達支援に係る業務実績一覧（任意様式）」

※一覧には、1 参加資格要件の（2）に係る内容（事業名、事業実施期間、事業内容、従事者数等）を記載すること。

③「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所（児童発達支援センター）としての事業所指定を福岡県または福岡市から受けている証明（写し）」

④法人全体の決算報告書（直近1年分）

⑤暴力団等の排除に関する誓約書（様式2）

⑥市町村税に滞納がないことの証明書

⑦税務署が発行する国税に滞納がないことの証明書

※⑥⑦の各証明書は、提出3ヶ月以内に発行されたものに限る（写し可）

【提出部数】

各1部

【提出期限】

令和6年11月6日（水）17時まで

【提出方法】

直接持参（平日の8時30分から17時まで）または郵送（書留扱い、提出期限内必着）

※持参の場合は、予約のため子育て支援課まで電話連絡すること。確認のための所要時間は30分程度を予定。

※郵送の場合、封筒表面に「那珂川市療育事業等業務委託企画関係書類在中」と記載すること。なお、郵送で書類を提出し、不備がある場合は本プロポーザルに参加できない可能性があるため注意すること。

4 企画提案書等の提出

参加申請書等を提出した者は、次の書類を提出すること。

①企画提案書（様式3）

②業務委託料見積書（様式4）

③見積明細書（様式5）

④事業責任者及び担当者名簿（任意様式）

【提出部数】

各7部（正本1部、副本6部）

【提出期限】

令和6年11月28日（木）17時まで

【提出方法】

直接持参（平日の8時30分から17時まで）または郵送（書留扱い、提出期限内必着）

※持参の場合は、予約のため子育て支援課まで電話連絡すること。確認のための所要時

間は30分程度を予定。

※郵送の場合、封筒表面に「那珂川市療育事業等業務委託企画関係書類在中」と記載すること。なお、郵送で書類を提出し、不備がある場合は本プロポーザルに参加できない可能性があるため注意すること。

5 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
公告日（公募開始）	令和6年10月22日（火）
応募予定者の現場確認申込受付期限	令和6年10月29日（火）17時必着
応募予定者の現場確認期間終了	令和6年10月31日（木）
参加申請書等及び質問書の提出期限	令和6年11月6日（水）17時必着
質問回答	令和6年11月8日（金）（予定）
企画提案書等の提出期限	令和6年11月28日（木）17時必着
一次審査（書類審査）	令和6年12月2日（月）～4日（水）
一次審査結果通知	令和6年12月5日（木）（予定）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年12月19日（木）
二次審査結果通知	令和6年12月27日（金）
契約内容決定・契約締結	令和7年1月中旬

※実施期日については変更することもあるため、別途参加者へ通知する。

(2) 現場確認

現場確認を希望する場合は、療育センターにおいて次のとおり行う。

①申込期限：令和6年10月29日（火）17時まで

②申込方法：現場確認申込書（様式6）をFAXまたは電子メールで子育て支援課へ提出すること。電子メールの場合、メールタイトルを「那珂川市療育事業等業務委託現場確認申込書」とすること。また、FAXまたは電子メールにより提出した後、電話で受信の確認を行うこと。

③確認日時：令和6年10月23日（水）から31日（木）までに、現場確認申込者の希望に応じて対応。

※日時等は先着順のため、第1希望の日時とは限らない。

※所要時間は30分を予定。

④確認場所：那珂川市療育センター

※現場確認を行っていても本プロポーザルへの参加は可能。

⑤参加人数：現地確認できる人数は、1提案者あたり2名までとする。

⑥質疑：現地確認時における質疑は原則として受け付けない。質疑が生じた際は、「(3) プロポーザルに関する質問受付」のとおり質問受付期間を別途設けているので、質問書（様式7）にて行うこと。

(3) プロポーザルに関する質問受付

①受付期限：令和6年11月6日（水）17時まで

②提出方法：質問書（様式7）をFAXまたは電子メールで子育て支援課へ提出すること。電子メールの場合、メールタイトルを「那珂川市療育事業等業務委託質問書」とすること。また、FAXまたは電子メールにより提出した後、電話で受信の確認を行うこと。

③回答方法：令和6年11月8日（金）に本市ホームページにて公表する予定。

※受付期間を過ぎて提出された質問、指定の質問書（様式7）を用いない質問、定められた受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けられないものとする。

第3 審査に関する事項

別紙「那珂川市療育事業等業務委託プロポーザル実施要領」のとおり

第4 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない（提出期限内の場合を除く）。また、理由の如何を問わず、提出された書類は返却しない。
- (3) 参加申込者が1者の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする。
- (4) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、不服を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルで知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (7) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの業務内容を確約するものではない。

第5 問い合わせ・書類の提出先

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

那珂川市 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援担当 篠原・南

電話：092-953-2211（内線153）

FAX：092-953-2312

メール：kosodate@city-nakagawa.fukuoka.jp